

平成27年大阪市規則第42号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に

関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の3」を「第28条」に改める。

第8条の見出しを「(一般廃棄物の処理に係る申出)」に改め、同条中「処理」
を「の収集若しくは運搬又は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が行う一般廃棄
物の処分」に改める。

第10条の見出しを「(一般廃棄物の搬入基準)」に改め、同条中「受入基準」を
「搬入基準」に改める。

第16条第5号中「本市」を「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」に改める。

第24条中「本市の処理施設への搬入拒否その他」を削る。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第28条の2及び第28条の3を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。